

学長の「あり方懇答申に対する要望」についての声明

2003年4月17日

横浜市立大学教員組合

小川恵一横浜市立大学学長は、4月10日、「あり方懇答申に対する要望」なる文書を横浜市に対して提出した。学長の今般の対応の仕方は、横浜市立大学の構成員の総意によって市大改革の方向を模索しつつある現在、極めて重大な否定的問題をはらんでいる。「學術の中心」(学校教育法第52条)である大学において、教育と学問研究は、不当な外的な圧力から自立していることによってその本質を実現しうる。その意味で、「市立大学の今後のあり方懇談会」(以下「あり方懇」)の答申について大学は自立的で慎重な対応をすべきで、大学の教授会、評議会など構成員の意思を民主的に結集して対応すべきであり、学長はその実現を図る義務がある。然るに、今般の「要望」は学長としての責が問われる類の問題を含んでいる。「あり方懇」答申は以下のような深刻な問題点を含み持つものであるだけにこのことは強調されるべきである。

(1) 中田市長の諮問機関「あり方懇」が提出した最終答申は、横浜市立大学の今後を考える上で座視し得ない。 当事者不在のまま学外者のみで構成された「あり方懇」答申の内容が実質的に大学に強要されることになれば、「教育は不当な支配に服することなく」と定めた、教育基本法第10条に抵触する恐れがある。

(2) このように「あり方懇」の性格それ自体が深刻な問題点を有していると同時に、その答申の内容においても極めて恣意的かつ操作的であると考えざるを得ない。 答申は、市大を「公立大学としては標準かそれ以上の実績を上げてきたと評価」(1ページ)しながらも「現状のまま存続する道は、まったく考えられない」(2ページ)として廃校をも選択肢のひとつとして残しつつ、事実上の縮小改編を求めている。その最大の根拠としているのは「横浜市立大学の累積負債」1140億円(1ページ)という認識である。しかし、この「横浜市立大学の累積負債」は、実は、その大部分が附属病院・センター病院建設や医療施設関連に充当された横浜市の「市債残高」である。したがって、それらは、市民の貴重な「資産」としての価値を持っている。しかし、答申はその事には言及せず、それをあたかも横浜市立大学の生み出した赤字のごとく描いている。答申は、市大改革の唯一・最大の根拠としていた赤字評価問題をクリヤーしえないままに改革項目を指摘するという矛盾を内包することになっている。

(3) 答申の「3. 横浜市立大学の改革の方針」(3ページ)では、その方策について具体的に項目を並べているが、そこでの展開は一層、恣意的かつ操作的である。 通常、大学において改革の具体的な提案を提起する際には、教育研究や大学運営の理念が提示され、この理念に基づいて現状の問題点を洗い出し、それらを克服する方向性を提示するものとして具体策が提起される。それによってこそ、具体的な改革案の説得力が了解されるものとなるのである。しかし、本答申ではそうした論理的な前提作業が一切なされないまま、極めて具体的な改革の諸項目(58項目)がいきなり並べられている。本答申が、恣意的かつ操作的性格を強く有すると論定せざるを得ないのである。

(4) 答申は、「大学の目標」については、「研究と教育のうち、教育に重点」(4ページ)をおくこととし、研究について、「市費による研究費の負担は、大学が精選した分野を除いて、原則として行わない。外部資金が得られた場合に、研究を進める」(6ページ)として、研究を切り捨てる方向を明確に示している。

しかし、教育と研究は表裏をなしており両者が相まって機能し得るものであることは言を待たない。学校教育法第52条では、「大学は、學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」としている。まさに、教育と研究を二つながら展開する

場が大学なのである。研究を排除する本答申によって示される「大学」とははたして学校教育法に明示されている大学なのであろうか。また、答申は、「外部資金が得られた場合に、研究を進める」(同上)としているが、果たして研究を行わない「大学」に外部機関が資金を提供してくるであろうか？さらには、答申では地域貢献が強調されているが、研究を行わないままでの地域貢献の水準は低位なものとなる。そのような水準での地域貢献を前提するとなれば、横浜市民の市民水準をも貶めて評価していることになるであろう。

(5) 「教員(主任教授を除く)は、任期制・公募制を原則とし、主任教授が人事委員会に提案する」(6ページ)とされている。

教育・研究は一定の長期的な見通しの下に自由な発想で進められてこそ真の成果が期待される。任期制のもとでは、主任教授の意向を伺い、短期的に「成果」を求めた教育研究が支配的となることが考えられる。そうした、「成果」主義的な傾向は、答申が提起している「年俸契約」(6ページ)の導入によっても増幅されるであろうし、短期間で一定の「成果」を期待する企業等からの「外部資金」(6ページ)への依存によってこの傾向はさらに強められよう。短期間では成果の期待できないような基礎的な研究が存在することが大学においては不可欠である。そのような基礎的研究の蓄積の中から大きな世界的発見が生み出されてきた歴史的な事例は指摘するに事欠かない。

即座には答えの出ない事柄にチャレンジしていくことは、社会が活性化していく上で不可欠である。もし、目先の経済効率のみに目を奪われ、既存の社会の枠組みを超え出る要素を不断に作り出せないとすれば、当該社会は縮小再生産するしかない。大学は、既存の社会的枠組みを越え出て行く批判的な要素を不断に形成する「批判者」としての役割を歴史的に果たしてきたし今後も果たすべきであろう。これを担いようようなチャレンジングな人材を養成し、また、そのような質の研究を展開することは、社会に対する大学の独自の役割だと考えられる。「成果」主義的な傾向はこれを阻害することになる。

(6) 答申では、「主任教授は、学長が人事委員会に諮るものとする」(6ページ)など学長の権限を強化する方向が示されている。それとともに、この学長の「選考委員会」(5ページ)には学外者も含み、さらに、「教員の採用・昇任」を審査する「人事委員会」(6ページ)にも学外者を含むとされている。こうした方針が無批判的に導入されるならば、学外者をも含む組織を前提にしてのトップダウンが極度に強まることになる。学問の府としての大学においては教育・研究の性質上、教員相互の緩やかな共同協力関係が不可欠でありトップダウンの強化は、教育研究の発展にとって阻害要因となるであろう。

(7) このように本答申の問題点は多々指摘される。したがって、大学としての自立性を保持しつつ十分慎重に検討すべきである。このような重大な問題点を持つ本答申に関連して学長が市に提出した「あり方懇答申に対する要望」なる文書は、対応の仕方においても、また、その策定内容においても拙速に過ぎると言わなければならぬ。

1) 答申には「教育に重点をおいたプラクティカルなリベラルアーツ・カレッジ」がその理念も内実も不明なままに掲げられている。「要望」はこれに対応する形で「国際教養(リベラルアーツ)学部」を提起している。その内実は、明らかに現在の横浜市立大学の商学部、国際文化学部、理学部の3学部をひとつに統合する案である。「経営・都市学科、基礎工学科」とするしううえで、その「理由」は「受験生に分かり易い分類とする」、「卒業生採用側にとって分かり易いコースとする」、「文系、理系別に月謝額を定めることが容易である」、「文系学科の財政面への寄与が分かり易い組織機構とする」と述べられている。 「理由」に盛られているの

はどう読んでも新学部設置の理念ではない。先に(3)において、「あり方懇」答申に関して、「通常、大学において改革の具体的な提案を提起する際には、教育研究や大学運営の理念が提示され、この理念に基づいて現状の問題点を洗い出し、それらを克服する方向性を提示するものとして具体策が提起される。それによってこそ、改革案の説得力が了解されるものとなるのである。しかし、本答申ではそうした論理的な前提作業が一切なされないまま、極めて具体的な改革の諸項目(58項目)がいきなり並べられている」と批判した。新学部を構想するとなるとこのような基本的検討作業が慎重になされてしかるべきである。「要望」では大学人が改革を構想するときに踏まれるべき手順が全く踏まれていないことに驚きを禁じえない。実に残念なことではあるが、「あり方懇」答申の問題点をそのままに共有していると断じざるをえない。

2)また、横浜市立大学内部においては、教員組織がこれまで多くの時間をかけ、多大なエネルギーを傾注しながら、各学部ごとに「中期目標、中期計画」を策定してきたし、また、全学のさらなる検討に付されねばならない内容を含んでいるとしても、教員組織である将来構想委員会がすでに「中間報告」を提出している。「要望」で提起されている3学部統合案については、これまで教員組織のどこにおいても検討されてこなかった案である。その意味でこの案の提起は、教員組織の従来蓄積を踏まえたものではないというだけでなく、それらを宙に浮かせかねなく、全学的な合意形成という点で、手続き的にも学内民主主義を蹂躪するものといわねばならない。

3)さらに、「要望」は、「経営」や「組織」の問題に「あり方懇」答申の内容を前提にして論じている部分が多い。たとえば、答申のいう学外者をも含む「人事委員会」を前提としている。さらには、学長選考に関する「経営、教学、学外者からなる選考委員会」も所与としてしまっている。こうした方針は大学の存在形態に関わる重大事項であり、全学の慎重な合意形成が不可欠である。

教育・研究は営利事業ではありえないのであり、したがって「経営」や「組織」在り様は、十分に検討された理念と構想に基づいて展開されるべき教育と研究の実現のためにこそ構想されるべきなのであり、先に触れたように3学部統合が理念の提示もなく全学の検討もないままにそれらが導入されるとしたらそれは本末転倒と言わざるを得ない。

以上、「要望」は学内民主主義の実現という観点からして決して座視し得るものではない。現在の市大をめぐる状況は極めて厳しい。状況は、学長の大学人としての良識にたった判断を強く求めている。最後に、すでに学長宛に提出した教員組合からの「要望書」を再掲して注意を促すものである。

横浜市立大学の改革に関して、平成15年4月2日(水)づけ「大学改革のスケジュール(横浜市)」なる文書において、「市側『大学改革』に反映できるよう、4月9日(水)までに『あり方懇答申』に対する大学側の意見をまとめ、提出する」と記されています。教授会でもそのような報告がなされています。このことに関わって、教員組合は小川恵一学長に以下の2点を強く要望します。

(1)「あり方懇」答申をも検討しつつ横浜市立大学改革の方針を策定するに当たり、教員組合は、大学改革という極めて重大な方針策定について短期的拙速な形での推進には反対します。学長は、教授会、評議会という学内における意思決定システムを最大限尊重しつつこれを推進すべきであると考えます。学長が、十分に民主的な手続きを踏みながら全学的な合意形成を実現する、という視点を確固として保持しつつ、改革を推進されることを強く要望します。

(2) 教員組合は、「あり方懇」答申の提起している方策の少なからぬ項目が教育基本法、学校教育法などの現行の教育法規に抵触する可能性があると考えます。学長は、このことに十分に慎重な態度をとりながら、全学の大学構成員の総意を結集して意思形成を図るという方向で強力なリーダーシップを発揮されるよう強く要請いたします。